

第7期呉市障害福祉計画及び第3期呉市障害児福祉計画（案）について

第7期呉市障害福祉計画及び第3期呉市障害児福祉計画（案）について、市民意見募集等により皆様から頂いた御意見に対し、市の考え方を示すとともに、必要な箇所の修正を行いましたので報告します。

1 パブリックコメント（市民意見募集）による意見

- (1) 意見募集期間：令和5年12月20日（水）から令和6年1月19日（金）まで（31日間）
- (2) 提出された意見：1件（1名）

提出された意見の要旨	市の考え方等
<p>第3章 障害者等の福祉ニーズ等 1 障害者に対するアンケート調査</p> <p>身体障害者の年齢構成については、第2章の「2 各障害者数の動向（1）身体障害者」において、記載されている表のとおりであり、アンケートに回答した人の年齢構成をもって、高齢化が顕著という表現は不要ではないかと思えます。</p>	<p>(2) 調査結果の概要 ア 年齢と居住圏域 (ア) 年齢</p> <p>アンケートは年齢などを考慮せず、無作為に抽出した障害者に対して送付し、回答を頂いたものであり、その回答結果をもって身体障害者の高齢化が顕著という表現を用いる必要はないと考えます。 御意見を参考に、次のとおり修正しました。</p> <p>【修正事項】 26ページ（ア）年齢の文章を次のように修正</p> <p>【修正前】 身体障害者の年齢は、65歳以上が53.5%と過半数を超えており、高齢化が顕著となっています。</p> <p>【修正後】 アンケートに回答いただいた障害者の年齢は、身体障害者は「70歳以上」、知的障害者は「18～29歳」、精神障害者は「50～59歳」が最も多くなっています。</p>

2 呉市身体障害者福祉協会からの意見

呉市身体障害者福祉協会からの意見を踏まえ、次のとおり修正を行いました。

頂いた意見	市の考え方等
<p>第5章 障害福祉サービス等の推進</p> <p>障害者相談員について、計画に記載していただきたい。</p>	<p>障害者の相談支援は、今後ますます重要になる支援の一つと考えています。その中で、障害のある当事者やその家族が相談員として活動する障害者相談員については、引き続き障害のある方の身近な相談窓口として対応していただくとともに、様々な関係機関とも連携し、相談支援体制の充実を図っていく必要があると考えています。</p> <p>御意見を参考に、次のとおり修正しました。</p> <p>【修正事項】 3 サービス見込量と確保のための方策 (1) 障害福祉サービス等 エ 相談支援 93ページ、「見込量確保のための方策」に下線部を追加</p> <p>地域生活支援拠点，自立支援協議会，相談支援事業所，<u>障害者相談員</u>，医療機関，民生委員・児童委員などの関係機関によるネットワークを構築し，多様な相談者のニーズに対応するなど，地域における相談支援体制の充実を図ります。</p>

3 自立支援協議会からの意見

自立支援協議会から頂いた意見について、次のとおり回答します。

頂いた意見	市の考え方等
<p>障害福祉の分野で働く人が不足している現状があります。については、これまで以上に人材確保に向け、事業者とも連携しながら取組を進めていただきたい。</p>	<p>人材確保については、事業者アンケートの中でも多くの事業者が抱えている課題となっています。課題解消に向け、引き続き福祉人材バンク事業に取り組むとともに、事業者も含め様々な機関と連携し、どのような取組が効果的か検討を進めたいと考えています。</p>

頂いた意見	市の考え方等
<p>障害者の地域移行を進めていくには、入所施設とグループホームとの情報共有などが必要になるので、お互いが連携できるような体制づくりが必要だと思う。</p>	<p>障害者の地域移行については、本人の意思や、医療・保健・福祉の連携、地域の受入体制などを包括的に整えていく必要があります。今後も関係機関と情報共有を行いながら進めていきたいと考えています。</p>
<p>障害者の中には、障害への理解がないことによる配慮のない対応により、傷付いている方がいます。 引き続き、障害者差別解消法の普及啓発に取り組んでいただきたい。</p>	<p>令和4年6月に「呉市情報コミュニケーション条例」及び「呉市手話言語条例」を制定し、障害の特性に応じた対応を推進するための取組を行っています。 令和6年4月から事業者において合理的配慮の提供が義務化されることとなり、引き続き障害者に対する合理的配慮の理解促進について、幅広く普及啓発に取り組んでいきます。</p>